

令和 5 年 5 月

遊佐町農業委員会第 2 回総会議事録

1. 開催日程 令和 5 年 5 月 25 日（木） 午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分
2. 場 所 遊佐町役場 第 4 会議室
3. 会議に付した議案
 - 報告事項 1 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について
 - 報告事項 2 解約について
 - 報告事項 3 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について
 - 議 第 3 号 農地法第 3 条による所有権移転許可申請について
 - 議 第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

4. 出席委員 (16 名中 16 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	三 浦 祐 輝	2	大 谷 浩 夫	3	榊 原 一 男	4	高 橋 敬
5	小 田 原 英 史	6	齋 藤 勝 広	7	高 橋 正 樹	8	石 垣 建
9	小 野 寺 一 博	10	高 橋 茂 央	11	高 橋 晃 広	12	小 松 正 志
13	前 川 一 城	14	那 須 久 美	15	伊 原 ひとみ	16	佐 藤 充

5. 欠席委員 (0 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名

6. 出席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

8. 事務局出席者 (4 名)

館内ひろみ事務局長、菅原恵里係長、遠藤史貴主事、高橋 息吹主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

<p>事務局長</p>	<p>定刻になりましたので、遊佐町農業委員会の5月定例会を開催させていただきます。</p> <p>初めに、本日の出欠の状況報告を榊原懲罰委員長よりお願い致します。</p> <p>(3番榊原一男委員が挙手し、議長が指名する)</p>
<p>3番榊原一男委員</p>	<p>本日の出欠状況を報告いたします。</p> <p>出席委員は16名、全員出席して過半数以上が出席しております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は成立しております。以上報告を終わります。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。それでは、佐藤会長よりご挨拶をお願いします。</p>
<p>佐藤会長</p>	<p>お忙し中、大変ご苦勞様です。田植えも大分終わったと思います。</p> <p>先週、山形県の会議がありました。その時、既にマスクを外して会議をしているということで、本人の自由に任せるとのことで、会議でも半数はマスクを外しているといった感じでした。次からはマスクを外してもいいのではないかと思っているので宜しくお願いします。</p> <p>5月29日から議会があります。農業委員会について、町長や課長に質問があると思います。就農者の確保に全力を尽くせとか、地域計画等が今回の議会に挙がっています。まだ、方向性というのは出ていませんが、この件に関して議会の方から質問が来ます。課長答弁ですので、全体会議で、皆さんからどういう考えがあるのか等、一言聞きたいと思います。</p> <p>それから最後に、29日から議会が始まりますが、30日、31日は、私は東京に行っていますので、よろしくお願い致します。</p> <p>それでは本総会に提出しました案件の慎重審議よろしくお願いたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第13条の規定による、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>では11番高橋晃弘委員と12番小松正志委員にお願いします。</p> <p>なお、書記は、事務局の遠藤主事を指名します。それでは、総会次第に基づき進行いたします。</p> <p>報告事項について、事務局より説明願います。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する。)</p>
<p>事務局長</p>	<p>報告事項について説明申し上げる前に、議案書の差替えということで、3ページと4ページの差替えをお願いします。</p> <p>(議案書・朗読説明)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、詳細説明お願いたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>

事務局	<p>説明いたします。報告事項 1. 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について、合計 15 件、すべて農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。番号 1 から説明いたします。</p> <p>番号 9 計 19 筆、 34,325.44 m² 番号 10 計 5 筆、 14,020 m² 番号 11 計 11 筆、 8,997 m² 番号 12 計 4 筆、 798 m² 番号 13 計 4 筆、 3,587 m² 番号 14 600 m²、1 筆のみ 番号 15 計 8 筆、 8,112 m² 番号 16 計 15 筆、 22,119 m² 番号 17 計 9 筆、 21,142 m² 番号 18 計 11 筆、 36,533 m² 番号 19 計 2 筆、 1,318 m² 番号 20 計 15 筆、 3,102.90 m² 番号 21 計 2 筆、 583 m² 番号 22 828 m²、1 筆のみ 番号 23 計 2 筆、 682 m²</p> <p>以上 15 件、全て相続による所有権の取得です。 続きまして、報告事項 2. 解約について、 番号 3 計 22 筆、31,824 m² 第三者に利用権設定をするため解約するものとなっております。詳細につきましては議第 4 号で説明します。</p> <p>報告事項 3. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について 番号 7 計 2 筆、1,755 m² 番号 8 計 2 筆、1,825 m² 番号 10-1、10-2 計 3 筆、7,682 m² 番号 11-1、11-2 計 11 筆、19,809 m² 説明は以上です。</p>
議長	<p>只今の報告事項について、何か質問、意見等ありましたらお願いします。ありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。</p> <p>議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、伊原委員長より報告をお願いします。</p> <p>(15 番伊原ひとみ会長代理が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番 伊原ひとみ会長代理	<p>5 月 19 日に、第 2 会議室で委員 7 名が出席して、農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積計画に係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整のため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第 3 号、4 号について特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>それでは、議第 3 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	<p>(議案書・朗読説明)</p>

議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。審査基準書の1ページをご覧ください。 農地法第3条による所有権移転許可申請で、第3条第2項の各号に掲げる効率利用、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。詳細について、説明します。 番号1 380㎡、1筆のみ 現地調査については高橋敬委員に依頼しておりましたので、この後報告をお願いします。 番号2 計3筆、6,898㎡ 現地調査については伊原ひとみ委員に依頼しておりますので、この後報告をお願いします。 事務局からの説明は以上となります。</p>
議長	<p>それでは、番号1について、高橋敬委員より現地調査の報告をお願いします。マスクは自由に外してもらって結構です。</p>
4 番高橋敬委員	<p>はい、わかりました。 4月29日に譲受人の立会のもと現地確認をさせていただきました。本件については、当事者間の希望による贈与に係る所有権移転の内容です。 この畑は譲受人が分家した際に、譲渡人から贈与されていたのですが、登記しておらず、譲渡人が高齢になり、今回登記してきちんとしてもらいたいと手続きするものです。 畑については綺麗に耕起されており、ここ数年間作付けは何もしていないということでした。ただ、今まで年に数回3~4回耕起をして荒れないようにしていたということでした。速やかに登記を行いこれまで同様に耕起をして荒れないようにしていきたいということでありましたので、特に問題ないとみております。以上です。</p>
議長	<p>それでは、番号2について、伊原ひとみ委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
15 番 伊原ひとみ委員	<p>はい、報告します。5月8日に現地調査と、電話での譲受人への聞き取り調査を行いました。譲受人は、今回隣の市で新規就農を申請しているようで、祖父母の農地と今回贈与された農地を合わせて耕作して経営移譲するという手続きを隣の市でしている最中だと思います。電話の感じですと、この譲受人はだいたい30代くらいの方で、おじいちゃん、おばあちゃんに指導を受けながら新規就農するという話でした。 現地の方は、審査基準書の2ページの地図を見ていただくとわかりますが、台形の地形の1筆の畑は里芋を作付けしていました。残り2筆の畑は、ネギを作付けし、もう一筆はこれから作付けする準備をしているところでした。 もうすでに農作業も始めていましたし、祖父母という指導者もいらっしゃるし、若く意欲もあって向かっているようなので問題ないのかなと思いました。ただ今回、譲渡人には連絡が取れてないので正確にはわかりませんが、譲渡人とは親戚関係はなく、住所を見るとご近所と思うので、祖父母とお知り合いなのかなという推測も入りますが、譲渡人自身は体調を崩して農作業ができておらず、他人に頼んでも畑が荒れないよ</p>

	うに耕起してもらっているだけなので、作って下さる方がいれば贈与でもなんでもいいのでお渡ししたいという意向があり、今回譲渡人は譲受人が作るということで贈与に至ったと譲受人からは聞いております。私の方からは以上です。
議長	それでは、質疑に入ります。 ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。 (事務局が補足説明のために挙手)
事務局	番号2について、譲渡人と譲受人の関係を少し補足説明させてください。 譲渡人と譲受人は特に親戚関係ではありませんが、譲受人が昔から共同作業している農園を運営している知人から紹介があって今回の贈与の話に至ったということでした。 譲渡人はまず、譲受人の知人の方に話をしたらしいのですが、今回、その知人の方は買わないことになったけれども、譲受人にそういう話があると話したところやってもいいということになって、今回の贈与ということになったということでした。 伊原委員からお話があったとおり、譲渡人の農地を手放したいという意向と、譲受人の農地が欲しいという意向が上手く重なって今回の贈与に至ったという感じです。私からは以上です。
議長	譲渡人が譲受人を紹介されたということですね。ありがとうございます。 他にありませんか。それでは、ここで質疑を終了し採決いたします。 議第3号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第3号農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。 続きまして、議第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する。)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局員が挙手し、議長が指名する。)
事務局	補足説明申し上げます。審査基準書は3ページからご覧下さい。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。 内訳につきまして、(1)所有権移転は5件、(2)利用権設定は19件、(3)利用権移転は無しになっております。 計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。 また、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。 それでは個別に説明します。 (1) 所有権移転について 番号6 11,510㎡、1筆のみ

総額 5,755,000 円の売買による所有権移転です。

現地調査は榊原委員にお願いしておりましたのでこの後報告をお願いします。

番号 7 127 m²、1 筆のみ

総額 80,000 円の売買による所有権移転です。

現地調査は高橋敬委員にお願いしておりましたので、この後報告をお願いいたします。

番号 8～10 は中間管理機構を通した売買になります。

また、現地調査は 3 件とも佐藤会長にお願いしておりましたので、この後報告をお願いいたします

番号 8 計 5 筆、28,435 m²

総額は 12,793,000 円です。

番号 9 計 10 筆、19,957 m²

総額は 7,927,000 円になります。

番号 10 計 11 筆、22,006 m²

総額 9,099,000 円の売買です。

所有権移転についての説明は以上です。

続きまして、

(2) 利用権設定について

はじめに新規設定の案件について、おおまかな説明をいたします。

番号 28～31 は JA 経由での契約から変更となるため新規設定、番号 33 については相続による名義変更のため新規設定の扱いになっており、実質的には再設定となるため、審査基準書の地図については省略しております。また、番号 38～46 についても中間管理機構を通した契約になりますので、審査基準書の地図を省略しております。

それでは個別の説明に入ります。

番号 28～30 は借人が同一人になります。

期間はすべて 10 年、単価はすべて 9,000 円になります。

新規設定になっておりますが、先ほどの説明のとおり、実質的には再設定になります。

番号 28 4,873 m² 1 筆のみ

番号 29 計 3 筆、5,118 m²

番号 30 4,772 m²。1 筆のみ

番号 31 計 3 筆、6,984 m²

単価は、1 筆が 13,000 円、残り 2 筆が 17,000 円です。期間は 5 年です。こちらも新規設定と記載していますが、実質的に再設定の案件になります。

続きまして、番号 32～35 は借人が同一人との再設定です。

33 のみ新規設定となります。また、4 件とも期間は 10 年、単価が 17,000 円です。

番号 31 ですが、期間が 5 年と読み上げましたが、10 年となっておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、番号 32～35 の説明に改めて入りたいと思います。

番号 32～35 は借人が同一人との再設定です。33 のみ新規設定となります。また、4 件とも期間は 10 年、単価が 17,000 円です。

番号 32 3,636 m²、1 筆のみ

	<p>番号 33 1,113 m²、1 筆のみ 先ほど説明した相続による名義変更のため新規設定になっており、実質的には再設定の案件です。</p> <p>番号 34 計 4 筆、3,686 m² 番号 35 1,166 m² 1 筆のみ 続きまして、36 と 37 は新規設定になります。 借人は同一人になります。どちらも期間は 8 年 7 ヶ月、単価が 10,000 円です。</p> <p>番号 36 計 2 筆、1,453 m² 番号 37 119 m²、1 筆のみ 番号 38～46 は中間管理機構を通した案件になります。 期間はすべて 10 年 6 ヶ月になります。 それでは、個別の説明に入ります。 番号 38 と 39 は借人が同一人になります。</p> <p>番号 38 計 11 筆、19,809 m² 単価は 8 筆が 15,000 円、3 筆が 12,000 円。 番号 39 計 3 筆、7,682 m² 単価は 12,000 円です。</p> <p>番号 40 計 7 筆、9,983 m² 単価は 15,000 円です。 番号 41 18,731 m²、1 筆のみ 単価は 15,000 円です。 次に、番号 42、43 は同一人になります。</p> <p>番号 42 計 2 筆、1,755 m² 単価は 13,000 円です。 番号 43 計 2 筆、1,825 m² 単価は 1 筆が 13,000 円で、もう 1 筆が 15,000 円です。 続きまして、</p> <p>番号 44 計 2 筆、18,968 m² 単価は 10,000 円です。 番号 45、46 は借人が同一法人です。 単価はすべて 6,000 円になります。</p> <p>番号 45 計 3 筆、3,384 m² 番号 46 727 m²、1 筆のみ 事務局からの説明は以上です。</p>
議長	それでは、(1) 所有権移転についての番号 6 について、3 番榊原一男委員より現地調査の報告をお願いします。
3 番榊原一男委員	<p>今回の売却は、土地改良区の未収金、税金の未納にあたる農地の処分に対する用地です。先日弁護士に依頼していた分割協議が整い、相続登記が完了しました。昨年まで耕作していた方に所有権移転をお願いしたところ、その方は規模縮小ということだったので、隣接者の譲受人に依頼したという経緯があります。当初、相続登記は昨年度内に終了する予定でしたが、事務処理に時間がかかり 5 月になってしまいました。</p> <p>三者同意の上で今年度から譲受人が耕作するようになるようです。単価については相場の金額になっておりますが、近隣及び近年の相場を参</p>

	考にして適正ではないかと思われます。耕作に関しては何も問題ないと思ひます。以上です。
議長	次に、(1) 所有権移転についての番号7について、4番高橋敬委員より現地調査の報告をお願いします。
4番高橋敬委員	5月5日に譲受人と一緒に現地確認、それと今後の意向について伺ひました。この畑は、集落のお寺に続ひているのですが、以前譲渡人が互助会会長を務めていた時にお寺に寄贈するということにしています。しかし昨年の後半に、譲渡人が、お寺に「買ってほしい」と申し入れたところ、現在互助会の副会長を務めている譲受人が「しょうがないから、私が買ひましょう」となつたようです。譲受人については、今後草刈りそれから耕起等により荒れないように管理していきたいということでしたし、譲受人の後継者もしっかりしている方だということ、なんら問題ないと思ひております。以上です。
議長	最後に、(1) 所有権移転についての番号8～10について、私より現地調査の報告をいたします。
16番佐藤充会長	<p>審査基準書の5と6ページになります。</p> <p>番号8の譲受人は法人で、総会資料は11ページになります。審査基準書の5ページの上の方にありますが、田が5枚です。小学校近くの1筆は若干曲がっており、ここだけ4反5畝ですが、他は全部真四角の田となっています。</p> <p>当初は、単価500,000円としていましたが、譲受人から450,000円にしてくれませんかとの申し出があり譲渡人も了承し450,000円になったという経緯です。</p> <p>番号9は、審査基準書5ページの下の方にあります、赤い色で塗られている場所です。そこは基盤整備の暗渠も入っていないということで、単価を400,000円にしましたが、2筆ほどは面積が本当に小さくて若干変形というかそんな地形なのでタダでもいいのかなと思ひするような場所も含まれているので、若干価格が下がった要因です。因みにこの点線部分は、譲受人自身が整地してまっ直ぐにした、自身で基盤整備したということです。</p> <p>番号10は、審査基準書6ページにありますが2か所に分かれています。</p> <p>下の方の田は長方形で、上の方の田は若干変形していますが、下の方は基盤整備が入っております。譲受人は元農業委員であり、「500,000円で買う」と言っていました、番号8で450,000円にしたわけで、場所も番号8のものと近いので、番号9のところだけ500,000円というわけにはいかないだろうと、400,000円で設定しました。</p> <p>上の方の若干ひし形の田は、暗渠が入っていないのでかなり秋には苦勞するということで単価が若干下がり400,000円に下げたという経緯があります。その経過で、小さい田も大きい田も全部合わせて大体の金額が決まった中で、これを平均してここに書かれた金額になっております。譲受人たちはそれぞれ真面目に耕作しておりますので、なんら問題ないと思ひます。以上であります。</p>
議長	<p>始めに、(1) 番号6について審議いたします。</p> <p>この件は12番小松正志委員に関する案件ですので、小松委員は一時</p>

	<p>退席願います。</p> <p>(12 番小松正志委員、一時退席)</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>何か質問・意見等がございますか。</p> <p>(3 番榊原一男委員が挙手し、議長が指名する)</p>
3 番榊原一男委員	<p>場所は農道のすぐ隣です。やっと思ってもらったんですね。値段は大分下げられましたが、500,000 円でも駄目だということで。</p>
議長	<p>この件については様々揉めまして、本人はもう少し安く買う設計をしていたけども、借金等のことで土地改良区と揉めて当初の値に戻したということがありました。頑張ってもらいました。ありがとうございます。</p> <p>何か質問・意見等は他にありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>ただいまの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、この件については、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>小松委員は着席願います。</p> <p>(12 番小松正志委員、着席)</p> <p>次に (1) 番号 9 について審議いたします。</p> <p>この件は 10 番高橋茂央委員に関する案件ですので、高橋委員は一時退席願います。</p> <p>(10 番高橋茂央委員、一時退席)</p> <p>それでは質疑に入ります。何か質問、意見等がございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>その他何かご意見等ございますか。</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>ただいまの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、この件については、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>高橋委員は着席願います。</p> <p>(10 番高橋茂央委員、着席)</p> <p>次に、(2) 44-1, 44-2 について審議いたします。</p> <p>この件は 1 番三浦祐輝委員と 9 番小野寺一博委員に関する案件ですので、三浦委員と小野寺委員は一時退席願います。</p> <p>(1 番三浦祐輝委員、9 番小野寺一博委員、一時退席)</p> <p>それでは質疑に入ります。何か質問・意見等がございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>その他何かご意見はございませんか。</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>ただいまの案件について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p>

	<p>全員賛成ですので、この件については原案の通り許可することに決定いたします。</p> <p>三浦委員と小野寺委員は着席願います。</p> <p>(1 番三浦祐輝委員、9 番小野寺一博委員、着席)</p> <p>次に、(2) 45-1, 45-2, 46-1, 46-2 について審議いたします。</p> <p>この件は 4 番高橋敬委員と 8 番石垣建委員に関する案件ですので、高橋委員と石垣委員は一時退席願います。</p> <p>(4 番高橋敬委員、8 番石垣建委員 一時退席)</p> <p>それでは質疑に入ります。何か質問・意見等がございますか。</p> <p>(6 番齋藤勝広委員が挙手し、議長が指名する。)</p>
6 番齋藤勝広委員	<p>利用権設定 (2) の 42-2 の借人の耕作面積と 43-2 の借人も同じ方なので、その耕作面積もでているのですが、同じ人なのに数字が違うのはなぜですか。</p>
事務局	<p>改めて確認して修正いたします。確認してきます。</p>
議長	<p>事務局が確認してくるまで休憩します。</p>
事務局	<p>利用権設定 (2) の 42-2 と 43-2 の借人の耕作面積ですが、正しくは 42-2 の面積になります。</p> <p>計算方法ですが、新規設定の場合は許可が下りてから現状の経営面積に足されていくというような形になります。</p> <p>今月許可の案件 2 件分は許可以降に足されて、また面積が増えていくという形になりますので宜しくお願い致します。</p>
議長	<p>18 ページの 42-2 の経営面積を 43-2 のものに訂正してください。</p> <p>では、他に何かご意見等ございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>只今の案件について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、この件については、原案の通り許可することに決定いたします。</p> <p>高橋委員と石垣委員は着席願います。</p> <p>(4 番高橋敬委員、8 番石垣建委員、着席)</p> <p>それでは、ただいま審議いただいた件以外の案件について、事務局説明と委員からの現地調査報告に対し、何か質問、意見等がございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>その他何かご意見等ございますか。</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。議第 2 号 (1) 番号 6 と 9、(2) 番号 44-1, 44-2, 45-1, 45-2, 46-1, 46-2 以外の案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。</p> <p>(7 番高橋正樹委員が挙手し、議長が指名)</p>
7 番高橋正樹委員	<p>事務局には大変申し訳ないのですが、例えば、利用権設定の説明ですが、「○番から○番は譲受人が○○、期間は○年、それから単価は○○。」</p>

	<p>「それでは、個別に説明をいたします」と言ったように同じ話を二回するわけなので、できれば個別の話だけで前触れを無くしてもいいのではないかと思います。説明する方も聞く方も助かるのではないのでしょうか。ご検討を願います。同じ話を二回しているようですし、総会資料にはっきりと書いてあり皆さん見ればわかるので、個別説明だけでいいんじゃないのでしょうか。</p>
事務局	<p>次からはもう少し簡素化するようにしたいと思います。</p>
議長	<p>他に何かございませんか。 無いようですので、これで5月の定例総会を閉会します。ご協力ありがとうございました。</p>